

入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）会計規程、研究所会計細則、同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、研究所が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項 別紙 一般競争入札参加者説明書のとおり

2 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 研究所会計細則第31条第1項及び第32条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

①未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

②以下の各号のいずれかに該当すると認められるとき、その事実があった後二年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき

(カ) この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(2) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和6年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

(3) ガス事業法第3条の規定に基づきガス小売事業者の登録を受けている者であること。

(4) 契約担当役若しくは他の機関から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 落札の方式

- (1) 契約担当役等は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 契約担当役等は、交換契約その他その性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札及び開札

- (1) 入札説明等は、総務部財務課契約係で随時行うものとする。
- (2) 競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、別紙仕様書、契約書（案）及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟覧の上、入札しなければならない。
- (3) 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (4) 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (5) 代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者は代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 開札は、競争参加者等を立ち合わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (7) 入札場の入退場の制限
 - ①入札場には、競争参加者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記（6）の立会職員以外の者は入場することはできない。
 - ②競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ③競争参加者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (8) 競争参加者等が、相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。
- (9) 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - ①入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書
 - ②調達件名及び入札金額のないもの
 - ③競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
 - ④代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人

であることが代理委任状その他で確認されたものを除く)

⑤調達件名に重大な誤りがあるもの

⑥入札金額の記載が不明確のもの

⑦入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの

⑧入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑨その他入札に関する条件に違反した入札書

- (10) 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。
- (11) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を決定する。また、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

6 契約条項

- (1) 別紙様式の契約書（案）のとおり。

なお、本契約の相手方が中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項の中小企業である場合には、その者からの申し出により契約書には以下の債権譲渡の特約条項を追加することができる。

- (2) 売掛金債権の譲渡

供給者は、本契約に基づく売掛金債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関（中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第3条第1項に規定する金融機関に限る。）及び信用保証協会に対し譲渡することができる。

7 その他

- (1) 競争参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札書及び委任状の様式は別紙のとおり。
- (3) 本件調達に関する問い合わせ先

(機 関 名) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係

(担 当) 中村

(電 話 番 号) 046(839)6842

(F A X) 046(839)6916

(E - m a i l) a-keiyaku@nise.go.jp

一般競争入札参加者説明書

件名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス		
履行場所	横須賀市野比5丁目1番1号		
物品概要	ガスの供給業務 (詳細は仕様書のとおり。)		
履行期間	令和7年4月検針日の翌日から令和9年4月の検針日		
入札参加資格要件	資格の種類	物品の販売	
	等級	「A」「B」「C」または「D」	
	競争参加地域	関東・甲信越	
	その他の条件 (実績・資格等)	①ガス事業法第3条の規定に基づきガス小売事業者の登録を受けている者であること。	
競争参加確認申請期間	令和7年1月 8日(水) 午前9時から 令和7年1月28日(火) 午後5時まで	※郵送、メールまたはFAXによる提出可。	
競争参加確認申請時に提出が必要な書類	①令和6年度文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し ②公的研究費の不正防止に係る誓約書(ただし、提出を求める対象範囲外の者及び既に当研究所と取引実績のある者を除く。) ③入札説明書等受領書 ④ガス事業法第3条の規定に基づきガス小売事業者の登録を受けている者であることを証明する書類の写し ⑤再委託に関する書類(再委託の場合のみ) ⑥参考見積書(市場調査のため)		
参加資格がないと認めた場合の通知期限	令和7年1月29日(水)	午後5時まで	
質問提出期限	令和7年1月29日(水)	午後5時まで	※書面による持参、メール、郵送またはFAXにて提出すること。
質問回答期限	令和7年1月31日(金)	午後5時まで	
開札予定日及び場所	令和7年2月21日(金)	午前10時	※入札時に内訳書を提出すること。 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟2階 第二会議室 ※1回目の入札で落札者が決定しなかった場合には、複数回入札を行う場合があるため、複数回分の入札書を用意すること。
入札書提出期限	令和7年2月14日(金)	午後5時(郵送の場合は必着のこと。) FAX、メール等その他の方法は認めない。	
	※郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便にて上記期限までに提出すること。 入札書は二重封筒とし、別添6-1入札書記入参考例のとおりに作成すること。 郵送の場合も、複数回分の入札書を用意し、中封筒の封皮に1回目、2回目の入札順を必ず明記すること。		
落札者の決定	予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。		
契約担当役等	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 中村 信一 〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号		
その他	①入札書に記載する金額は、別添5-1仕様書6.(1) 予定年間ガス使用量に基づき算出した2カ年分の総価(税抜き)を入札金額とする。 ②入札金額の算定基礎として、別添6-2入札金額内訳書を作成し、入札書と同封すること。		

(総則)

第1条 (甲)需給者(以下「甲」という。)及び(乙)供給者(以下「乙」という。)は、契約書記載の契約に関し、本契約書に定めるもののほか、仕様書等に従い、これを履行しなければならない。

2 前項の仕様書等に明示されていない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別紙仕様書に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガスを需給に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約保証金)

第4条 甲は、本契約において、乙に対し契約保証金を全額免除する。

(再委託・再委任の禁止)

第5条 乙は、本契約にかかる業務の全部又は主要部分を第三者に再委託若しくは再委任してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、再委託若しくは再委託に伴う当該第三者の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。

(契約の変更等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知し、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、甲と乙とが協議した上で、契約単価額又は納入期限その他の契約書の内容を変更することができる。

2 甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認められるときは、納入期限、納入場所その他契約書の内容の変更を乙に通知して、契約書を変更することができる。

(予定年間ガス使用量及び引取量の変更)

第7条 甲の予定年間ガス使用量及び引取量は、甲と乙の協議により、年度毎に見直しができるものとする。また、それによるガス単価の変更ができるものとする。

(建物等への損害)

第8条 乙は、本契約を履行するにあたり、故意又は過失により、甲の所有する建物・工作物及び物品等の全部若しくは一部を滅失、毀損したときは直ちに原状に復するか、又はその損害額に相当する金額を甲の指定する期日までに支払うものとする。

ただし、天災地変その他やむを得ない不可抗力によると甲が認めた場合は、甲は上記金額を免除又は減額するものとする。

(計量及び検査)

第9条 計量は、原則として毎月1回、一般ガス導管事業者が定める検針日に行い、一般ガス導管事業者が検針によって計量した使用量を速やかに通知し、甲による検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第10条 料金の算定期間は、前月の計量日翌日から当月の計量日までの期間とする。

(代金の支払い)

第11条 乙は、第9条の規定による検査に合格したときは、書面をもって代金の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、乙からの正当な請求書を受領した日から40日以内に代金を支払うものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく、本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。

- (3) 前各号に掲げる場合のほか、本契約条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
- (ア) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 本契約に関して、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (キ) 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して本契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (6) 甲がやむを得ない事情により解約を申し立て、乙が認めたとき。
- (7) 甲の正当な理由により契約解除の必要があるとき。
- 2 前項第6号及び第7号により契約を解除する場合には、甲は乙に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする10日前までに通知し、解除できるものとするが、第1号から第5号については、書面をもって通告することにより解除するものとする。
- 3 第1項から第5号の規定により契約を解除した場合においては、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第13条 乙は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた総金額相当）の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第14条 甲は、乙の責に帰すべき事由により損害を被ったときは、違約金に加え、乙に対して損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第15条 乙が本契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、甲に遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(第三者の知的財産権)

- 第16条 乙は、契約物品の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。）を侵害していないことを甲に対して保証するものとする。
- 2 契約物品が第三者の知的財産権を侵害するとして、第三者から甲又は乙に対して、何らかの請求、異議申立てがなされ、又は訴訟が提起される等の紛争が生じた場合、乙は自己の責任と負担において一切を解決するものとする。ただし、当該侵害が仕様書等又は甲の指示に起因する場合で、乙がその仕様、指示等が不適切であることを通知していたときはこの限りでない。
- 3 甲又は乙は、第三者から前項に定める請求、異議申立て又は訴訟提起等を受けた場合は速やかに相手方に通知することとする。
- 4 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(秘密の保持)

- 第17条 甲及び乙は、本契約の履行に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続きにより開示するときは、この限りではない。

(疑義の解決)

- 第18条 本契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、甲と乙とが協議のうえこれを解決するものとする。

(紛争の解決)

- 第19条 本契約書に定める条項その他について紛争が生じた場合には、甲と乙とが協議のうえこれを解決するものとする。

(争訟の提起)

- 第20条 本契約に関する争訟の提起、申立て等は、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(補則)

- 第21条 この約款に定めのない事項については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて甲と乙とが協議のうえ定めるものとする。

仕 様 書

1. 件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス
2. 目 的 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガスを需要に応じて供給するもの。
3. 供給場所 神奈川県横須賀市野比5-1-1
4. 納入期間 令和7年4月検針日の翌日から令和9年4月の検針日まで（2カ年）
5. 仕様
 - (1) ガスの種類 都市ガス13A
 - (2) 供給熱量 45MJ/m³
 - (3) 供給圧力 低圧
 - (4) 対象メーター

メーター番号	メーター型式・号数	供給地点特定番号
164-689-797（研究管理棟）	NS30	001-0001-4042-1410-11
601-692-620（西研修員宿泊棟）	NS100	001-0001-6856-7900-80
174-692-527（東研修員宿泊棟）	NS100	001-0001-6856-7900-72
526-498-329（食堂棟）	NB16	001-0001-6584-1410-44
429-370-078（研修棟）	NB6	001-0001-1925-1410-35
471-686-956（体育館）	NS16	001-0001-3680-3410-16
531-698-072（研究管理棟（空調））	NSP100	001-0001-6856-7900-56
661-689-055（研修棟（空調））	NS25	001-0001-8935-9910-36

6. 予定ガス使用量

- (1) 予定年間ガス使用量 30,788 m³

※予定年間ガス使用量とは、1年間の契約月別使用量の合計量をいう。

ただし、使用量は、あくまでも予定であり、増減することがある。

- (2) 予定年間引取量 21,552 m³（予定年間ガス使用量の70%）

※予定年間引取量とは、契約で定める1年間において引き取らなければならない使用量をいう。

- (3) 予定月別使用量（メーターごとの内訳は別紙）

年 月	使用量（単位：m ³ ）
令和7年4月	461
令和7年5月	355

令和7年6月	2,308
令和7年7月	5,052
令和7年8月	4,714
令和7年9月	3,931
令和7年10月	1,088
令和7年11月	518
令和7年12月	2,594
令和8年1月	3,190
令和8年2月	3,569
令和8年3月	3,008
合計	30,788

(4) 予定年間使用量の増減

ガス使用量は、都合により予定年間ガス使用量を上回り、又は下回ることができる。

(5) 予定年間ガス使用量及び引取量の変更

①入札時における2カ年の予定年間ガス使用量及び引取量は同数とするが、需給者と供給者の協議により、年度毎に見直しができるものとする。また、それによるガス単価の変更ができるものとする。

②見直しにおけるガス単価算定の基準となる原料費料金は、8. ガス料金の算出と調整(1)及び(2)によるものとする。

7. 計量及び検針日

(1) 計量

各月のガスの使用に係る計量は、一般ガス導管事業者が設置した計量器により、一般ガス導管事業者が検針および算定した数量とする。

(2) 一般ガス導管事業者が検針によって計量した使用量を、速やかに需給者に通知すること。

(3) 検針日

各月の検針日は、一般ガス導管事業者が定める定例検針日とする。

8. ガス料金の算出と調整

(1) 入札時のガス料金算定にあたり、原料費料金は、公的機関の発表する貿易統計（平成27年6月から8月の平均原料価格57,300円）を用いて算出する。

(2) 石油石炭税等租税課金は、LNGトン当たり1,860円、LPGトン当たり1,860円の場合に基づき算出する。

- (3) 入札金額は、入札金額内訳書に示す2カ年分の税抜き合計金額を明記すること。
なお、入札金額内訳書で示す項目と料金体系が異なる場合は、供給者の料金体系による内訳書を作成し、提出すること。
- (4) ガスの使用に係る料金のほか、帳票発行に係る手数料等その他料金が発生する場合、当該料金についても含めた上、入札金額を提示するものとする。
- (5) ガス料金は、原料費料金、託送料料金及び諸経費料金により構成するものとする。ただし、供給者の料金体系が異なる場合は、供給者の料金体系を用いる。
- (6) ガス料金（消費税等相当額を含む。）その他の計算における合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を含む金額を切り捨てるものとする。
- (7) 契約締結後の原料費調整額は、ガス小売業者の原料費調整制度に基づき算定するものとする。
- (8) 託送供給料金は、一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款を適用する。なお、一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款が改定され、託送供給料金に変更になった場合は、改定後の約款に定める託送料金とする。

9. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の計量日翌日から当月の計量日までの期間とする。

10. 保安

供給者は、ガス事業法に定めるところによりガス消費機器の調査及び危険発生防止の安全周知を行うものとする。また、ガス工作物の保安責任は、ガス事業法の定めるところにより一般ガス導管事業者が負うものとする。

11. 託送供給契約により生ずる債務の負担

供給者は、関東管内の一般ガス導管事業者と締結する託送供給契約によってガスの供給を行う場合は、当該託送供給契約によって生ずる料金とその他の金銭債務（研究所に起因し生ずる金銭債務を除く。）は、供給者が負担するものとする。

12. 請求及び支払い

- (1) 供給者は、基本料金及び調整後の基準単位数料金（従量料金）を7. 計量及び検針日（2）で得た使用数量に乗じて得た額を合算した額を毎月需給者に請求するものとする。ただし、料金体系が異なる場合は、供給者の料金体系により、使用数量に乗じて得た額を合算し、請求するものとする。
- (2) 供給者は、支払請求書を作成の上、需給者に送付するものとする。
- (3) 需給者は、適法な請求書を受領した日から起算して、40日以内に指定口座に振り込むものとする。なお、口座引き落としを希望する場合には、引き落とし希望日までに手続きが完了するよう、需給者に申し出るものとする。

1 3. 契約金額

原料価格の変動に応じて契約単価料金の調整を行う必要がある場合は、供給者の定める約款等により、双方協議のうえ、契約金額を改定できるものとする。

1 4. その他

本仕様書及び契約書に定めのない事項については、ガス事業法その他の関係法令、需要場所の小売ガス事業者の一般ガス供給約款及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所と協議のうえ決定するものとする。

メーター(設置場所)別使用実績・見込量内訳

別紙
単位:m³

設置場所	供給地点特定番号	2019年度実績												小計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
研究管理棟	001-0001-4042-1410-11	9	2	3	3	0	2	3	5	5	8	8	8	56
西研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-80	0	335	380	205	55	158	244	145	1	741	857	380	3,501
東研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-72	34	213	226	131	30	127	215	131	64	485	528	208	2,392
食堂棟	001-0001-6584-1410-44	278	411	369	298	142	352	445	444	360	557	488	215	4,359
研修棟	001-0001-1925-1410-35	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	0	5
体育館	001-0001-3680-3410-16	0	0	1	0	1	0	2	0	1	0	0	1	6
研究管理棟(空調)	001-0001-6856-7900-56	861	374	1,516	2,362	2,824	1,986	988	806	2,626	2,885	2,278	2,486	21,992
合計		1,182	1,335	2,495	2,999	3,052	2,625	1,898	1,531	3,057	4,677	4,162	3,298	32,311
												15,194		

単位:m³

設置場所	供給地点特定番号	2020年度実績												小計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
研究管理棟	001-0001-4042-1410-11	5	1	3	4	1	2	5	6	8	12	14	15	76
西研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-80	5	5	4	2	0	0	1	1	9	1	11	1	40
東研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-72	4	0	16	21	11	9	26	24	44	62	75	30	322
食堂棟	001-0001-6584-1410-44	118	88	142	149	114	128	156	144	169	152	145	154	1,659
研修棟	001-0001-1925-1410-35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
体育館	001-0001-3680-3410-16	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	5	3	10
研究管理棟(空調)	001-0001-6856-7900-56	1,102	97	2,315	2,702	4,132	2,737	571	1,186	3,658	3,946	3,049	2,282	27,777
合計		1,234	192	2,480	2,879	4,258	2,876	759	1,361	3,888	4,173	3,299	2,485	29,884
												13,845		

※コロナ感染症 緊急事態宣言

単位:m³

設置場所	供給地点特定番号	2021年度実績												小計 (~11月)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
研究管理棟	001-0001-4042-1410-11	12	3	5	3	3	5	5	6	8	10	15	16	91
西研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-80	2	0	0	1	0	1	18	1	1	0	1	18	43
東研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-72	38	46	41	31	8	25	47	50	41	65	70	38	500
食堂棟	001-0001-6584-1410-44	151	118	132	121	109	125	134	132	146	136	133	147	1,584
研修棟	001-0001-1925-1410-35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
体育館	001-0001-3680-3410-16	2	1	4	4	2	3	4	5	8	5	4	0	42
研究管理棟(空調)	001-0001-6856-7900-56	281	42	1,565	3,154	3,710	2,052	982	691	3,179	4,305	4,173	2,879	27,013
合計		486	210	1,747	3,314	3,832	2,211	1,190	885	3,383	4,521	4,396	3,098	29,273
※コロナ感染症 緊急事態宣言										15,398				

単位:m³

設置場所	供給地点特定番号	(参考)2022年度実績												小計 (~11月)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
研究管理棟	001-0001-4042-1410-11	14	11	3	2	1	1	5	10	15	9	10	9	90
西研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-80	0	24	194	10	0	0	219	0	2	76	521	4	1,050
東研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-72	22	36	130	16	7	17	130	40	47	75	200	31	751
食堂棟	001-0001-6584-1410-44	154	141	197	118	100	108	200	124	144	140	275	145	1,846
研修棟	001-0001-1925-1410-35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
体育館	001-0001-3680-3410-16	0	4	1	2	0	0	1	0	0	5	7	6	26
研究管理棟(空調)	001-0001-6856-7900-56	577	0	1,420	3,295	3,413	2,421	400	902	3,288	4,069	3,627	1,638	25,050
合計		767	216	1,945	3,443	3,521	2,547	955	1,076	3,496	4,374	4,641	1,833	28,814
※コロナ感染症 緊急事態宣言										14,344				

設置場所	供給地点特定番号	(参考)2023年度実績												小計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
研究管理棟	001-0001-4042-1410-11	9	6	4	2	1	2	4	3	5	7	6	7	56
西研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-80	0	36	169	13	11	0	248	0	1	71	311	0	860
東研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-72	11	33	81	12	7	12	90	17	26	60	180	16	545
食堂棟	001-0001-6584-1410-44	130	154	167	99	100	93	164	93	107	132	168	113	1,520
研修棟	001-0001-1925-1410-35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
体育館	001-0001-3680-3410-16	6	5	5	3	1	0	7	5	7	5	4	1	49
研究管理棟(空調)	001-0001-6856-7900-56	144	48	1,778	4,039	5,095	3,697	350	606	2,424	2,891	2,876	2,847	26,795
合計		300	282	2,204	4,168	5,215	3,804	863	724	2,570	3,166	3,545	2,984	29,825

※専門研修宿泊事業再開

12,265

設置場所	供給地点特定番号	(参考)2024年度実績												小計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
研究管理棟	001-0001-4042-1410-11	6	5	4	3	2	0	2	4	—	—	—	—	26
西研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-80	2	99	255	21	15	21	343	0	—	—	—	—	756
東研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-72	12	38	65	6	0	10	125	26	—	—	—	—	282
食堂棟	001-0001-6584-1410-44	104	149	191	119	91	100	231	84	—	—	—	—	1,069
研修棟	001-0001-1925-1410-35	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0
体育館	001-0001-3680-3410-16	0	1	0	0	1	0	0	49	—	—	—	—	51
研究管理棟(空調)	001-0001-6856-7900-56	336	63	1,790	4,845	4,502	3,785	387	352	—	—	—	—	16,060
研修棟(空調)(新設)	001-0001-8935-9910-36	1	0	3	58	103	15	0	3	—	—	—	—	183
合計		461	355	2,308	5,052	4,714	3,931	1,088	518	—	—	—	—	18,427

※専門研修宿泊事業再開

0

設置場所	供給地点特定番号	2025年度簡易推計												小計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
研究管理棟	001-0001-4042-1410-11	6	5	4	3	2	0	2	4	5	7	6	7	51
西研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-80	2	99	255	21	15	21	343	0	1	71	311	0	1,139
東研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-72	12	38	65	6	0	10	125	26	26	60	180	16	564
食堂棟	001-0001-6584-1410-44	104	149	191	119	91	100	231	84	107	132	168	113	1,589
研修棟	001-0001-1925-1410-35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
体育館	001-0001-3680-3410-16	0	1	0	0	1	0	0	49	7	5	4	1	68
研究管理棟(空調)	001-0001-6856-7900-56	336	63	1,790	4,845	4,502	3,785	387	352	2,424	2,891	2,876	2,847	27,098
研修棟(空調)(新設)	001-0001-8935-9910-36	1	0	3	58	103	15	0	3	24	24	24	24	279
合計		461	355	2,308	5,052	4,714	3,931	1,088	518	2,594	3,190	3,569	3,008	30,788

設置場所	供給地点特定番号	2026年度簡易推計												小計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
研究管理棟	001-0001-4042-1410-11	6	5	4	3	2	0	2	4	5	7	6	7	51
西研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-80	2	99	255	21	15	21	343	0	1	71	311	0	1,139
東研修員宿泊棟	001-0001-6856-7900-72	12	38	65	6	0	10	125	26	26	60	180	16	564
食堂棟	001-0001-6584-1410-44	104	149	191	119	91	100	231	84	107	132	168	113	1,589
研修棟	001-0001-1925-1410-35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
体育館	001-0001-3680-3410-16	0	1	0	0	1	0	0	49	7	5	4	1	68
研究管理棟(空調)	001-0001-6856-7900-56	336	63	1,790	4,845	4,502	3,785	387	352	2,424	2,891	2,876	2,847	27,098
研修棟(空調)(新設)	001-0001-8935-9910-36	1	0	3	58	103	15	0	3	24	24	24	24	279
合計		461	355	2,308	5,052	4,714	3,931	1,088	518	2,594	3,190	3,569	3,008	30,788

入札書

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和7年2月21日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住所

氏名

印

【入札書記載例 1 : 競争加入者本人が入札する場合】
第 4 号様式

入 札 書

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス

入札金額 金 円也 (税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 7 年 2 月 2 1 日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住 所 ○○県○○市○○区○○1-1-1

氏 名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○

代表者
印

備 考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例2：代理人が入札する場合】

第4号様式

入札書

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和7年2月21日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住所 ○○県○○市○○区○○1-1-1

氏名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○

代理人 ○○株式会社
○○支社長



※委任状届出印

備考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例3：復代理人が入札する場合】

第4号様式

入札書

件名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書等に従って上記の「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和7年2月21日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住所 ○○県○○市○○区○○1-1-1

氏名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○

復代理人 ○○株式会社
○○○○

復代理人印

※委任状届出印

備考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 復代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

入札金額内訳書

※内訳項目はあくまでも例示であり、入札者により設定することができる。

入札件名: 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス

入札金額合計(税抜き)
合計①+②

¥0

会社名:

令和7年度	a 基本料金	+	従量料金(低圧)			=	合計金額 a+b ※円未満を切り捨て
			b 基準単位数/円 m ³ (調整単価)	×	使用量(推計)		
令和7年4月		+		×	461	=	0
令和7年5月		+		×	355	=	0
令和7年6月		+		×	2,308	=	0
令和7年7月		+		×	5,052	=	0
令和7年8月		+		×	4,714	=	0
令和7年9月		+		×	3,931	=	0
令和7年10月		+		×	1,088	=	0
令和7年11月		+		×	518	=	0
令和7年12月		+		×	2,594	=	0
令和8年1月		+		×	3,190	=	0
令和8年2月		+		×	3,569	=	0
令和8年3月		+		×	3,008	=	0
令和7年度 合計					税込金額		0
					うち消費税		0
					税抜金額		0

①

令和8年度	a 基本料金	+	従量料金(低圧)			=	合計金額 a+b ※円未満を切り捨て
			b 基準単位数/円 m ³ (調整単価)	×	使用量(推計)		
令和8年4月		+		×	461	=	0
令和8年5月		+		×	355	=	0
令和8年6月		+		×	2,308	=	0
令和8年7月		+		×	5,052	=	0
令和8年8月		+		×	4,714	=	0
令和8年9月		+		×	3,931	=	0
令和8年10月		+		×	1,088	=	0
令和8年11月		+		×	518	=	0
令和8年12月		+		×	2,594	=	0
令和9年1月		+		×	3,190	=	0
令和9年2月		+		×	3,569	=	0
令和9年3月		+		×	3,008	=	0
令和8年度 合計					税込金額		0
					うち消費税		0
					税抜金額		0

②

表面

件名	「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス」
	「入札書在中」
開札日	令和7年2月21日
	会社名
	代表者名

裏面

割印	割印
----	----

委任状

年 月 日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所 御中

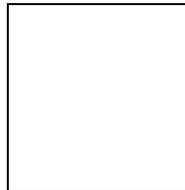
委任者（競争加入者） 住 所
社名又は商号
代表者氏名 印

私は、 を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和7年2月21日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



備考

- (1) 代理人印欄は、代理人の使用する印鑑（外国人の署名を含む。）を押印すること。
- (2) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(委任状記載例 1 : 社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

〇〇〇〇年〇月〇日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市野比 6 4
委任者 (競争加入者) 社名又は商号 (株) 横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は、野比 静 を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和 7 年 2 月 2 1 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス」の一般競争入札に関する件

受任者 (代理人)
横須賀市野比 6 4
(株) 横須賀国立商事 野比 静

使用印鑑

野
比

委任状

年 月 日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所
委任者（競争加入者） 社名又は商号
代表者氏名

印

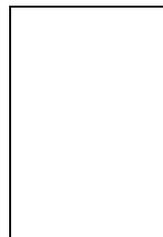
私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間における下記は一切の権限を委任します。

記

令和7年2月21日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）

使用印鑑



委任事項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
- 4 契約代金の請求及び受理に関する件
- 5 復代理人の選任に関する件

備考

- (1) 代理人印欄は、代理人の使用する印鑑（外国人の署名を含む。）を押印すること。
- (2) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(委任状記載例 2 : 支店長等が競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

〇〇〇〇年〇月〇日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所 御中

委任者 (競争加入者) 住 所 横須賀市野比 6 4
社名又は商号 (株) 横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間における下記は一切の権限を委任します。

記

令和 7 年 2 月 2 1 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス」の一般競争入札に関する件

受任者 (代理人) 横須賀市久里浜 7 9 - 9
(株) 横須賀国立商事 久里浜支店
支店長 久里山 英樹 使用印鑑

支店長印

- 委任事項
1. 入札及び見積りに関する件
 2. 契約締結に関する件
 3. 契約に関する納入 (完了) 及び取下げに関する件
 4. 契約代金の請求及び受理に関する件
 5. 復代理人の選任に関する件

備 考

これは、参考例であり必要に応じ、適宜追加、修正等があっても差し支えないこと。

委任状

年 月 日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所 御中

委任者（競争加入者の代理人）
住所
社名又は商号
代表者氏名
印

私は、
下記の一切の権限を委任します。

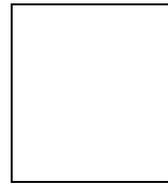
を
の復代理人と定め

記

令和7年2月21日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス」の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）

使用印鑑



(委任状記載例 3 : 支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委 任 状

〇〇〇〇年〇月〇日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市久里浜 7 9 - 9

委任者 (競争加入者の代理人) 社名又は商号 (株) 横須賀国立商事 久里浜支店

代表者氏名 支店長 久里山 英樹

支店長印

私は、浦賀三郎 を (株) 横須賀国立商事 代表取締役 野比伸太 (競争加入者) の復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和 7 年 2 月 2 1 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス」の一般競争入札に関する件

受任者 (競争加入者の復代理人)

使用印鑑

横須賀市久里浜 7 9 - 9

(株) 横須賀国立商事 久里浜支店

浦賀 三郎

浦
賀

備 考

(1) この場合、競争加入者からの代理委任状 (復代理人の選任に関する委任が含まれていること。) が提出されていることが必要であること。(委任状記載例 2 を参照)

委任状参考資料

○競争加入者本人が入札 → 委任状必要なし

○社員等が競争加入者の代理人として入札 → 委任状〔委任状記載例1〕が必要

○支店長等が競争加入者の代理人として入札 → 委任状〔委任状記載例2〕が必要

○支店等の社員等が競争加入者の復代理人として入札

→ 委任状〔委任状記載例2、委任状記載例3〕が必要



平成27年10月5日

取引業者 各位

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸 和成
(公印省略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本研究所の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本研究所では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、総務部財務課において事務部門が集約して検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印の上、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

敬白

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本研究所と取引のある全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- a) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 提出の依頼について

平成27年10月1日より本研究所と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。

3. 提出回数について

1回

4. 誓約書の様式について

別紙「誓約書」のとおりとします。

5. 誓約書の提出方法について

国立特別支援教育総合研究所に持参、もしくは郵送で提出してください。

6. 提出および問合せ先

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課

契約第一係（物品・役務関係）TEL 046-839-6822 FAX 046-839-6916

契約第二係（工事・設備関係）TEL 046-839-6834 FAX 046-839-6916

7. コンプライアンス通報・相談窓口

国立特別支援教育総合研究所 監査室

TEL 046-839-6802 FAX 046-839-6918

E-mail kansa@nise.go.jp

8. その他

「誓約書」に記載されている規程及び細則につきましては、本研究所のホームページ「情報公開・公文書管理」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: <http://www.nise.go.jp/cms/6,348,30.html>

以上

誓約書

当社（当法人）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社（当法人）に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

（住所）

（社名又は法人名）

（代表者役職・氏名）

印

営業担当者名刺貼付箇所

取引業者の皆様へ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

文部科学省から、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

以下は、ガイドラインから取引業者からの誓約書の徴取に関する部分を抜粋したものです。今般、研究所がお願いいたしました誓約書の提出についての背景となるものです。取引業者の皆様におかれましては、何卒、事情をご承知いただき協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定

（抄）

（機関に実施を要請する事項）

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

（実施上の留意事項）

取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の入札（公募・企画競争を含む）に参加される皆様方へ

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。
（応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承ください。）

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当研究所OB）の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当研究所OBに係る情報（人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

入札説明書交付申込書（令和7年1月8日付け公告分）				
申込年月日	令和 年 月 日			
件名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス			
会社名				
電話番号	() -	代表者氏名 (申込者)		
資格参加者の等級及び期間	等級	A・B・C・D	期間	～

入札説明書等受領書	
<p>独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係長 殿</p> <p>(件名) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で使用するガス</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>上記の入札説明書一式を受領しました。</p> <p>受領者 住所</p> <p>会社名</p> <p>受領者 署名又は印</p>	

※入札参加資格の写しを添付ください。

入札説明書をダウンロードにより入手した場合も入札説明書3ページの7記載の問合せ先へメールなどにより提出ください。

